有料老人ホーム重要事項説明書

施設名			そんぽ	の家	成城南
定員・室数	102	人	•	102	室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付(一般型)
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型(自立除く)
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員 1 人
介護に関わる職員体制	3:1以上

1 事業主体

						法	人 等	の種別			Ė	営利法	人			
名					称	フリ	カ゛ナ			y	ンホ゜ケアカフ゛	シキガイシ	ル			
						名	称		SOMPOケア株式会社							
<u></u>	たる』	丰 3女	iii a	、ii. ナ	- ↓₩	Ŧ	1	40-0002								
土	(こる =	尹 伤	DI V	ノ / リ 1:	E JU											
連		4	各		件	電	話 番 号 03-6455-8560									
浬		齐	谷		先	フ	アツニ	クス番号 <mark>03-5783-4170</mark>								
ホ	<u> </u>	ム	~	_	ジ	htt	.ps://	www.som	ocar	re.com						
代	表	者	職	氏	名	役	:職名	代表取約	帝役		氏名	鷲見	隆充			
設	立	左	F	月	日					平成	9年5月261	Ħ				
主	な	Ē	事	業	等	- 7 - J	有料老 居宅サ	人ホーム ービス事	、 ・	サービス付き	高齢者向	け住宅	·	グルーフ	プホーム	運営

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

刀 吱 小 吹 川	門及による1日に月度ソートハ	
箇所数	主な事業所の名称	所在地
66	SOMPOケア 王子神谷 訪問介護	足立区新田1-3-19
なし		
6	SOMPOケア 徳丸 訪問看護	板橋区徳丸2-17-9
なし		
なし		
12	SOMPOケア 赤羽 デイサービス	北区赤羽台3-1-19
なし		
1	SOMPOケア 堀ノ内 ショートステイ	杉並区堀ノ内2-19-26
なし		
71	そんぽの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
26	SOMPOケア 中十条 定期巡回	北区中十条1-4-7 インクリースビル301号
17	SOMPOケア 中十条 夜間訪問介護	北区中十条1-4-7 インクリースビル301号
2	SOMPOケア 新中野 デイサービス	中野区中央3-27-15 富田ビル
	箇所数 66 なし 6 なし 12 なし 1 なし 71 6 6 17	66 SOMPOケア 王子神谷 訪問介護 なし 6 SOMPOケア 徳丸 訪問看護 なし なし 12 SOMPOケア 赤羽 デイサービス なし 1 SOMPOケア 堀ノ内 ショートステイ なし 71 そんぽの家 竹ノ塚サンフラワー 6 SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具 6 SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具 26 SOMPOケア 中十条 定期巡回 17 SOMPOケア 中十条 夜間訪問介護

認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぽの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		

居宅介護支援	46	SOMPOケア 池袋 居宅介護支援	豊島区高松1-11-15 森田ビル西池袋801号室
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	6	SOMPOケア 徳丸 訪問看護	板橋区徳丸2-17-9
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 ショートステイ	杉並区堀ノ内2-19-26
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	61	そんぽの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
介護予防福祉用具貸与	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
介護予防特定福祉用具販売	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
<地域密着型介護予防サービス	>		
介護予防認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぽの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
介護予防支援	4	杉並区地域包括支援センターケア24成田	杉並区成田西3-7-4
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

	争未別慨安									
名		称	フリカ゛ナ	ソンホ゜ノイエ セイシ゛ョウミナミ						
~µ	·	√l>1.	名称	そんぽの家 成城南						
所	在	地	〒 157−0067							
121	17.	20	東京都	世田谷区喜多見1-31-10						
連	絡	先	電 話 番 号	03–5727–3721						
H	ηч	<i>)</i> ц	ファックス番号	03-3749-6481						
ホ	- Д ~ -	ジ	https://www.sompocare.com							
介	護保険事業所番	号		第1371205723号						
管	理者職氏	名	役職名 <mark>ホーム長</mark>	氏名 <mark>春田 愛</mark>						
事	業開始年月	日		平成 17 年 10 月 1 日						
届	出 年 月	日		平成 17 年 2 月 2 日						
届	出上の開設年月	日		平成 17 年 10 月 1 日						
娃 ?	定施設入居者生活介	誰	新規指定年月日 (初回)	平成 17 年 10 月 1 日						
.107		叹	指定の有効期間	<mark>令和5年9月30日</mark> まで						
			新規指定年月日 (初回)	平成 18 年 4 月 1 日						
特別	定施設入居者生活介意	護	指定の有効期間	<mark>令 和 6 年 3 月 31 日</mark> まで						
事	業所へのアクセ	ス	で約10分「次大夫堀公園前」 ②田園都市線「二子玉川」駅が 07])で約15分「次大夫堀公離:900m)。 ③田園都市線「二子玉川」駅が 行き[玉04] [玉05])でが 車、徒歩約2分(距離:150m) ④小田急線「狛江」駅南口から	ら、小田急バス(『宇奈根』行き[狛12])で 車、徒歩約1分。(距離:60m)						

施設・設備等の状況															
敷地	権利	形態	-		抵	当権	あ	IJ							_
双 地	面	積	19	902 m	2 l										
	権利	形態	賃賃	貸借	抵	当権	あ	IJ							
	延床	面積	35	582 m	2 Î	うち	っ有料	老人	ホー	ーム分	3	3582	m²		
	竣工	1月				平			7	月 11	日				
建物	階	数					地_		4	階		地下			
						ーム分			4	階		地下		떦	Ł I
			火建築			達築物月	用途区	公分			老	人ホー	- 스		
	併設旅		なし		()
┃ ┃ 賃貸借契約の概要	建物	1	契約期間			成17年	₹9月	1日		\sim	수	和7年	8月3	31日	
			自動更新	折	あり										
	階	定員	室数					9	面	積		10			
	1階	1人	23			18		•••••		\sim		18	m²		
 居	2階	1人	29			18	n			\sim		18	m²		
	3階	1人	27			18	n			\sim		18	m²		
	4階	1人	23			18	n	•••••		\sim		18	m²		
	744	4 12	二半				n	กั		~ 			m²		
	階	定員	室数					2	面	傾			2		
一時介護室							n n			~			m² m²		
				夕:	をあり	n	n	1					III		
		洗面			をあり										
		<u>汽 语</u> 浴 室			まし										
 居 室 内 の 設 備 等		<u>"。 </u>			をあり)									
		話回網			をあり		電話機	設置無	ま、電	話会社。	と直接	契約、米	¥金自i	己負担)
			ナ端子		をあり							H K 受信 ³			_
															,
	4	. 笛	所						(月	月女共,	用)
	個	浴:	14			大浴槽	= :	0	`			滅浴:		2	
共 同 浴 室			の共用	な	ι L	()
A 14	兼	用	あり		(談	話室	- 梢	能訓	練室	と兼月	月 月)
堂 堂	併設施	面設と(の共用	な	L	()
その他の共用施設	なし	•	()
エレベーター	あり		1	基											
消 防 設 備	自動り	火災報	知設備	: 8	あり	火災通	郵装	置:	あ	りフ	プリ	リンク	ラー	: 8	あり
緊急呼出装置	居室	:	あり	便所	 f :	あり	J	浴室	:	あり	l)	脱衣室	崔:	あ	IJ

3 従業者に関する事項

職	職種別の従業者の人数及びその勤務形態										
	① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態										
	職種 実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換算	兼務状況 等			
		専従	非専従	専従	非専従		人数	未务 伙仇 等			
	管理者 (施設長)	1				1人	1. 0				

生活相談員	2	1			3人	2. 5	計画作成担当者兼務
看護職員:直接雇用	3		2		5人	4. 0	
看護職員:派遣					0人	4. 0	
介護職員:直接雇用	27		3		30人	28. 7	
介護職員:派遣					0人	20. 1	
機能訓練指導員			1		1人	0. 6	
計画作成担当者	1	1			2人	1. 5	生活相談員兼務
栄養士					0人		SOMPOケアフーズ 株式会社へ委託 SOMPOケアフーズ
調理員					0人		S O M P O ケアフーズ 株式会社へ委託
事務員	1				1人	1. 0	
その他従業者			4		4人	2. 1	
② 1週間のうち、常	勤の従業	者が勤務す	上べき時間	数		40 時間	

③-1 介護職員の資	择						
次や延べ	常	勤	非常	常勤			
資格 人数	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	13		1				
実務者研修	10						
介護職員初任者研修							
介護支援専門員							
たん吸引等研修(不特定)							
たん吸引等研修 (特定)					/		
資格なし	4		2				
③-2 機能訓練指導	算員の資格	•					
資格 延べ	常	勤	非常	常勤			
人数	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士							
看護師又は准看護師							
柔道整復師							
あん摩マッサージ指圧師			1		/		
はり師又はきゅう師							
③-3 管理者(施設	是長)の資	格			介	護福祉士	
④ 夜勤・宿直体制							
配置職員数が最も少	ない時間	帯	22 時	0 分	~ 7	時 0	分
上記時間帯の職員配	置数		介護職員	4 人具	以上	看護職員	0 人以上
⑤ 特定施設入居者生	三活介護の	従業者の)	人数等		①と同]じのため記』	入省略
職種 実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換算	兼務状況
「「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」	専従	非専従	専従	非専従	口口口	人数	和伤仆(儿
生活相談員					0人		
看護職員					0人		
介護職員					0人		
機能訓練指導員							
機能訓漱拍等貝					0人		
計画作成担当者					0人 0人		
	译格			3	0人	同じのため詞	記入省略
計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 迩ぬ 延べ	110	· 勤	非常	(3)	0人	同じのため記	記入省略
計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資	110	勤非専従	非常事從	_	0人	同じのため	記入省略
計画作成担当者 ⑤-1 介護職員の資 迩ぬ 延べ	常	T		常勤	0人	同じのため	記入省略
計画作成担当者 ⑤ - 1 介護職員の資 資格 延べ 人数	常	T		常勤	0人	: 同じのため	記入省略
計画作成担当者 ⑤ 一 1 介護職員の資資格 延べ人数介護福祉士	常	T		常勤	0人	同じのため	記入省略
計画作成担当者 (5) 一1 介護職員の資格(資格 延べ人数 介護福祉士 実務者研修	常	T		常勤	0人	:同じのため	記入省略
計画作成担当者 (5-1 介護職員の資格(万護福祉士(支格)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数)(大数	常	T		常勤	0人	同じのため	記入省略
計画作成担当者 (5-1 介護職員の資質格 延べ人数 介護福祉士 実務者研修 介護職員初任者研修 介護支援専門員	常	T		常勤	0人	同じのため	記入省略

	⑤-2 機能訓練	員の資格			3)-2と同	じのため	記入省略			
		Ĕベ	常	勤	1187	非常茧	h				
		、数	専従	非専従	専従	. .	事従				
	理学療法士										
	作業療法士										
	言語聴覚士										
	看護師又は准看語	蒦師									
	柔道整復師										
	あん摩マッサージ指	圧師									
	はり師又はきゅう	う師									
	⑤-3 看護職員	及び	介護職員	1人当たり)(常勤	协換算) の利	用者数		2. 8	人
従	業者の職種別・勤約	売年数	数別人数	(本事業所	におけ	る勤約	売年数)				
	勤続	^{銭種}	看護職員	介護	職員	生活	相談員	機能訓絲	東指導員	計画作用	成担当者
	Ⅰ 年数	以7里	건수 ## -1F 건	5 # 145 #H	11-25-44	半出	11-245 #4	光井	十二	光华井	十字生

サービスの内容

10年以上

年数

1年未満

1年以上3年未満 3年以上5年未満

5年以上10年未満

合計

協力医療機関(1)

常勤

1

1

3

協力の内容

名称

所在地

自己負担)

非常勤

1

1

2

常勤

5

12

2

5

3

27

非常勤

1

1

1

3

常勤

1

2

3

非常勤

0

常勤

0

訪問診療・日常の健康相談・入院を要する場合の斡旋、年2回 の健康診断の実施機会、等。(医療費その他の費用は入居者の

非常勤

1

1

非常勤

0

常勤

1

1

2

4 サービスの内容	}							
提供するサービス	ζ.							
食事の提供サ	ービス			あり	(委託)	
食事介助サー	ビス			あり				
入浴介助サー	ビス			あり				
排せつ介助サ	ービス			あり				
居室の清掃・	先濯サービス等家事:	爰助サービス		あり				
相談対応サー	ビス			あり				
健康管理サー	ビス(定期的な健康	診断実施)		あり				
服薬管理サー	ビス			あり				
金銭管理サー	ビス			なし				
定期的な安否 確認の方法		カヘルパーが巡回)。頻 る限りそれを尊重する		、入居者	の意向	を確認、また意	見交	
施設で対応で きる医療的ケ アの内容	きる医療的ケ 日中は看護職員が常駐しておりインスリンの管理・胃瘻への対応など可能。							
医療機関との	連携・協力							
	名称	<u> </u>	経堂3丁目	クリ.	ニック			
	所在地	東京都世田谷区経堂3	-20-	-22 (11km	車で	21分)		

医療法人社団 壮友会 山口医院

東京都大田区南千東2-17-2 (10.9km 車で35分) 7 / 19 ページ

筋刀医療機関(2)	協力の内容	訪問診療・日常の健康相談・入院を要する場合の斡旋、年2回 の健康診断の実施機会、等。(医療費その他の費用は入居者の 自己負担)
	名称	おぎくぼ正クリニック
	所在地	東京都杉並区上荻3-29-11 旭ビル501 (12km 車で25分)
協力医療機関(3)	協力の内容	訪問診療・日常の健康相談・入院を要する場合の斡旋、年2回 の健康診断の実施機会、等。(医療費その他の費用は入居者の 自己負担)
	名称	医療法人社団緑眞会 世田谷下田総合病院
	所在地	東京都世田谷区南烏山4-9-23 (7.6km 車で21分)
協力医療機関(4)	協力の内容	訪問診療・日常の健康相談・入院を要する場合の斡旋、年2回 の健康診断の実施機会、等。(医療費その他の費用は入居者の 自己負担)
	名称	医療法人社団 幸野メディカルクリニック
唐王京唐縣用(n)	所在地	東京都世田谷区祖師谷3-30-28 (3.3km 車で12分)
協力医療機関(5)	協力の内容	訪問診療・日常の健康相談・入院を要する場合の斡旋、年2回 の健康診断の実施機会、等。 (医療費その他の費用は入居者の 自己負担)
	名称	医療法人社団 交鐘会 あおぞら在宅診療所 多摩
	所在地	神奈川県川崎市麻生区五力田2-2-1 メイヒルズ205号 (11.4km 車で30分)
協力医療機関(6)	協力の内容	訪問診療・日常の健康相談・入院を要する場合の斡旋、年2回 の健康診断の実施機会、等。(医療費その他の費用は入居者の 自己負担)
	名称	医療法人社団親民会 波多野歯科クリニック
協力歯科医療機関(1)	所在地	東京都世田谷区若林4-31-9 (6km 車で13分)
<i>协刀</i> 图件应原(成民(1)	協力の内容	訪問歯科診療 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)
	名称	こはた歯科
協力歯科医療機関(2)	所在地	東京都世田谷区成城4-19-7 (3km 車で9分)
励/J 圏 件 広 振 関 (2)	協力の内容	訪問歯科診療 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)

介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり	
看取り介護加算	あり(I)	
医療機関連携加算	あり	
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(皿)	
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	
入居継続支援加算	なし	
テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	あり	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり(I)	
退院・退所時連携加算	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可	
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり	
運営懇談会の開催	あり (年 2 回予定)	
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業	なし	

入居に当たっての留意事項

	年齢	65歳以上
	要介護度	要支援・要介護の方
入居の条件	医療的ケア	要相談
	認知症	対応可
	その他	要介護状態の原因が介護保険で指定する特定疾病である40~64歳の方

(身元保証人)

1 入居者は、身元保証人1名を定めるものとする。ただし、事業者の承諾する債務保証事業者の提供する保証を利用する場合、その他事業者が個別に認めた場合はこの限りではない。

2 身元保証人は、本契約に別に定める権利を有し義務を負うほか、次の各号に定める義務を負う。

(1) 身元保証人は、事業者に対し、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の一切の債務を保証する。

身元引受人等の条 件、義務等

(2) 身元保証人は、本契約が終了し、事業者が請求したときは、当人固有の債務として入居者の身柄を引取るとともに、第40条(明渡しおよび原状回復)に従った居室の明渡しおよび第41条(財産の引取等)に従った財産の引き取りをして、居室の明渡しをするものとする。なお、かかる場合に第45条(明渡しの遅延による損害賠償)第2項の損害が事業者に発生した場合には、身元保証人が保証するものとする。3前項第(1)号の身元保証人の負担は、【表題部】2.「契約当事者の表示」の身元保証人欄の記載の極度額を限度とする。

4 前第2項第(1)号の身元保証人の負担する債務の元本は、入居者または身元保証人が死亡したときに確定する。

5 事業者は、身元保証人の請求があったときは、身元保証人に対し、遅滞なく、本契約に基づく入居者の支払債務の履行状況(不履行の有無)ならびに滞納額、利息、違約金、損害賠償の額等、入居者の本契約に基づく全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

6 身元保証人が死亡したとき、または、経済的破綻、多重債務、その他の事由により適格でないと事業者が認めたときは、人子者は、事業者の承認する身元保証人を

90日以内に新たに立てる義務を負う。

		利用期間 (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (3) (3) (3) (4) (3) (4) (3) (4)
71.	mt∧ → □	利用期間 6泊7日を限度とする。
体	験入居	利用料金 費用 1泊2日(3食、間食付) 11,000円(税込)
		その他 <mark>その他費用(おむつ代、日用雑貨品等、実費)</mark>
入い	院時の契約の取扱	入院により不在の場合は家賃・管理費を頂き、食費は不在日数に応じ返却いたします。 基本的に入院期間中も入居契約は存続するため退院後は入院前の居室に戻ることができますが、入院が長期(2か月以上)にわたる場合はお客様の費用負担を鑑み、一時的に退去及び退院時の再入居契約の締結る ご相談させていただくことがあります。
		1 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行わない。ただし、緊急やむを得ずり体的拘束等を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者(入居者が意思表示をできない場合は身元保証人)または家族に説明して理解を得るものとする。 2 事業者は、前項の身体的拘束等の実施に当たっては、その様態および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、入居者、身元保証人もしくは家族の要求がある場合または監督機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
事除	業者からの契約解	(事業者の契約解除) 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。(1) 入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。(2) 第30条(入居までに支払う費用)に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき。(3) 第31条(入居後に支払う月額費用)に定める育額強用、その他してに準しる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が出るの期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。(4) 建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。(5) 2か月を超える長期の不在・外治により、復帰の目途がたたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めたとき。(6) 入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(7) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料4機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。(8) 第6条(譲渡、転借等の禁止)または第26条第1項、第3項、第4項(禁止または制限される行為)の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。(9) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できなしような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できなしような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。2 前項の場合、事業者は、入居者または勇元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときまたは身元保証人に損害が生じても、何らこれを賠償する3年を負わない。
要介記	養時における居室の	上 住み替えに関する事項
_	時介護室への移動	なし
	判断基準·手続	
	利用料金の変更	
	従前居室との仕様	
	利用料金の変更 前払金の調整	

そ	の他の居室への移動	カ あり
	判断基準・手続	判断基準の内容 (事業者からの申し出による移り住み) 1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。 2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべの手続きを行うものとする。 (1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 (2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 (3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 (4) 入居者および身元保証人に、変更後の居室者は、近外諸サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う乗用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 (5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載とた変更覚書を締結する。ただし、料金ブランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより肩章をし、追去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。 3 本状により居室を変更する場合、第4 0条第2項(明渡しおよび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。(入居者または身元保証人は、事業者で対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務は負わないが、入居者および身元保証人とは、事業者のより未完証人と協議の上、変更先の居室でが沢、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な関りかかる請求に応じるものとし、人居者および身元保証人と協議の上、変更先の医室については、変更後の居室部といいては、変更後の居室については、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、東夏変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。手続きの内容 1 協力医療機関の医師または土治医の意見を聴く。 2 緊急や立ち得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 2 緊急や立ち得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 3 入居者および身元保証人に、第4 0条第2項(明渡しおよび原状回復)の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその角室については、聴る行う。 4 入居者および身元保証人に、変更後の居室について改めて「入居者ところにより清算を記した。変更後の居室 1 日額費用等を記載した変更発を締結する。ただし、料金ブランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより精算を記述した変更がある。 2 緊急では、第4 0条第 1 2 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	利用料金の変更	あり
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	あり
提	携ホーム等への転居	当社の運営する他のホーム
	判断基準・手続	1. 入居者又は身元保証人の都合により、事業者が運営する異なるホーム間での変更については、通常の退去及び入居と同様の扱いを基本とする。 2. 事業者の都合により、事業者が運営する異なるホーム間での変更については、入居者は費用の負担を要しないが、入居者及び身元保証人は、退去と再入居に必要な事務手続きに協力するものとする。
	利用料金の変更	あり
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	あり
占情 文	対応窓口	
窓	口の名称1	そんぽの家 成城南(生活相談員が窓口)
	電話番号	03-5727-3721
	対応時間	9:00 ~ 18:00 (定休日: 土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
窓	口の名称2	SOMPOケア株式会社 本部担当者 お客様相談窓口
	電話番号	0120-65-1192
	対応時間	9:00 ~ 18:00 (定休日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
窓	口の名称3	① 東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課② 東京都国民健康保険団体連合会③ 世田谷区福祉部介護保険課事業者指導係④ () 介護保険課(保険者が上記③でない場合)
	電話番号	④ ()介護保険課(保険者が上記③でない場合) ① 03-5320-4537 ② 03-6238-0177 ③ 03-5432-2850 ④
	対応時間	9:00 ~ 17:00 (月曜日~金曜日)

禾	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等						
	アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握す	あり					
	東京都福祉サービス第三者評価の実施	『福祉サービス第三者評価の実施 なし 結身					
	その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし			

5 入居者

介護度別 • 年齢別入居者数			均年	- 齢:		88. 5	歳		入居	居者数征	合計 :		9	2 人	
	年齢 介護度	自立	要是	要支援1		支援 2	要	介護 1	要	介護 2	要介記	蒦 3	要介	广護 4	要介護5
	6 5 歳未満														
	65歳以上75歳未満			1								3		1	1
	75歳以上85歳未満					1		6		2		3		5	1
	8 5 歳以上			1		2		9		19		9		16	12
	合計	0		2		3		15		21		15		22	14
入	居継続期間別入居者数														
	入居期間	6月未	6月未満 6月以 ₁ 1年未済					5年以 10年末		10年以 15年末		年以	人上	,	合計
	入居者数	24 14		14	4 39		1	12	2 2			1		92	
男	男女別入居者数 男性:					人		女性:		(67 人				
入	入居率(一時的に不在となっている者を含む。) 90 % (定員に対する入居者数)														

直近1年間に退去した者の人数と理由							
	理由	人数	理由	人数			
	自宅・家族同居	2	その他の福祉施設・高齢者住 宅等へ転居				
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居		医療機関への入院	2			
	介護老人保健施設へ転居	6	死亡	33			
	介護療養型医療施設へ転居	1	その他				
	他の有料老人ホームへ転居	4	退去者数合計	48			

到田州夕

6	利月	用料金									
入	居準	達備費用		なし		円					
	明細										
	支扌	払日・支払	4方法								
	解網	約時の返還	골								
敷	金			なし							
	金額	頂				円 ※退去	ま時に滞納家で	賃及び居室の	の原状回復費用	用を除き全額	返還する。
家?	賃及	てびサービ	スの対	「価							
									(内訳)	-	_
		プランの)名称		前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
	プラ	ランの名称	なし		0円	248, 724円	158, 800	39, 380	0	50, 544	実費
						0円					
						0円					
						0円					
	月額単価(円)	×想定居住期間	∄ (月)	により	算出	
			(月額	単価の)説明)						
		前払金									
			(想定	居住期	閉の説明)						
		家賃	建物所 158,80		への賃料支払	を元に算出					
		管理費	専有部 39, 38			部分の水道光	熱費、事	<mark>務経費、</mark> 徫	f 生管理費	、保守管理	理費等
		介護費用	自立に	こなった	た場合生活支	接費として1E			こて入居継 ·ビスの自己		含まない。
	各业		朝食	450	<mark>0</mark> 円・昼食	570 円	夕食	540 円	間食	0	円
	料金		1日当	たり	1, 560	円 × 30 E	日で積算(^注	税抜)			

の内部・明紹		内 食有り軽費 (外ず 返 例	管理費:780円 管理費:780円 るサービスを かつ「1日とす 6) の出 するを の出 するを ででするのは ででするのは ででするのは ででするのは ででするのは ででするのは ででするのは ででするのは でででするのは でででするのは でででするのは でででするのは でででするのは ででででする。 ででででするのは でででででする。 ででででする。 ででででするのは ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 でででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででででできる。 でででできる。 でででででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	食(状費とり)合 前。 清 88%間朝屋29喫190F抜、飲累す の 前(求 8%%間朝屋29喫190円数・対策する ま 取 ま厨 額 ===分1910の食物・対策する である ===分1910の食物・	円、 (1) を (1) を (1) を (1) を (1) を (2) を (2) を (3) を (4) を (4) を (5) を (5) を (6) を (6) を (7) を (7) を (8) を (8) を (8) を (8) を (9) を (9	調理配膳、食事サービス全般等。 供の対価)に係る消費税については、「1食あた 引以下」の場合(何れも厨房管理費を含む)に、 記込価格は、1か月間の税抜価格を合計した後に消 て) 場合に限り、不在日数に応じて食材費(朝・昼・夕のい 金致しません。) 月喫食実績を引いた金額が返金になります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	光熱水費	居室部分の電	気代は利用量に	こ応じた	·金額(37.	4円/kwh) ※税込
	短期利用	1日当たり	なし	円	利用料の 算出方法	なし

前	払金の取扱い	
	支払日・ 支払方法	
	償却開始日	
	返還対象とし	
	ない額	位置づけ
	契約終了時の 返還金の算定 方式	
	短期解約 (死 亡退去含む)	期間:3か月 起算日:入居した日
	の返還金の第一定方式	
	返還期限	契約終了日から 日以内
	保全措置	保全先:
	その他留意事 項	
月:	額利用料の取扱い	
	支払日・ 支払方法	毎月27日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に基本利用料(家賃、食費、管理費)の翌月分と、その他の利用料の前月分を支払う。
	その他留意事 項	集金を三菱UFJファクター株式会社に委託し、本契約と同時に同社の提供するワイドネット利用の申し込みを行うものとする。
介	護保険サービスの	の自己負担額 ※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)

30日換算・自己負担1割の場合)								
介護度	介護報酬	自己負担額						
要支援 1	69, 814	6, 982						
要支援 2	116, 597	11, 660						
要介護 1	202, 184	20, 219						
要介護 2	226, 131	22, 614						
要介護3	251, 506	25, 151						
要介護 4	274, 712	27, 472						
要介護 5	299, 739	29, 974						

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	

15 / 19 ページ

生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	あり	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり(I)	対象者のみ
退院・退所時連携加算	あり	対象者のみ
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

7	プランの名称		なし								
				単位:円							
	入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料							
0 0 248, 724											
	※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。										

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目に ついて説明を受け、理解しました。								
	年	月	日					
署名								

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・	氏名		
職			
署名			

介護サービス等の一覧表

要介護認定区分		IΦ	#+	援 1	π·+	援 2	**/	 護 1		↑護 2	- m	 		↑護 4	- T	2022/10/1現在
安介機認定区分		I W		援工		.渡2		「護」		「護 2		「護3		護 4		
サービスの分類	自立介護費、前払金 及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	
<介護サービス>	go, cx		, ,		, ,		, ,		, ,,		, ,		, ,		, ,,	
〇巡回																
昼間 9:00 ~18:00	-	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
〇排泄																
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
おむつ交換 おむつ代	状態に応じて※4	- 実費/持込	状態に応じて※4	- 実費/持込	状態に応じて※4	- 実費/持込	状態に応じて※4	- 実費/持込	状態に応じて※4	- 実費/持込	状態に応じて※4	- 実費/持込	状態に応じて※4	- 実費/持込	状態に応じて※4	- 実費/持込
の入浴	浴室使用週2回	天質/ 持込	- 1月2日	天質/ 持込	週2回	天質/ 持込	河2回	天賀/ 狩込	週2回	天質/ 狩込	週2回	天賀/ 行込	- 週2回	天賀/ 狩込	河2回	天質/ 持込
一般浴介助	// 対象に応じて※4	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から	週2回	希望による週3回目から
		布室による253日日からの援助実施は別料金※		布室による週3回日から の援助実施は別料金※	地2回 未入浴時	布室による週3回日から の援助実施は別料金※	未入浴時	布里による週3回日から の援助実施は別料金※	地2回 未入浴時	布室による週3回日から の援助実施は別料金※		布室による2回3回日から の援助実施は別料金※	未入浴時	布室による2053回日から の援助実施は別料金※		の援助実施は別料金※
清拭	状態に応じて※4	1	木八冶吋 状態に応じて※4	1	ボヘ冶时 状態に応じて※4	1	ボハ冶吋 状態に応じて※4	1	ボヘ冶时 状態に応じて※4	1	木八冶町 状態に応じて※4	1	木八冶吋 状態に応じて※4	1	木八冶町 状態に応じて※4	1
特浴介助	-	1	-	1	-	İ	-	1	-	1	状態に応じて※4	1	状態に応じて※4	1	状態に応じて※4	
○身辺介助											0.00.000		VII.010101011111		01011100	
体位交換	-	-	-	-	-	-	-	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
〇機能訓練	-	別料金※1	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-
○通院の介助																
協力医療機関	-	別料金※1	付添	-	付添	-	付添	-	付添	-	付添	-	付添	-	付添	-
協力医療機関以外	-	3311ac	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
○緊急時対応																
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
<生活サービス> ○家事																
清掃(居室)	'm+E	別料金※1	Marchia I Tark v mos	DIMAW.	March I mark a most	DIMAW.	WATER LAND TO A COMMISSION	DIM AWA	MARIN LTAR V MIN	別料金※1	March I Tay Commis	DIMAVA	WARRING THE COMMISSION	DIMAWA	March I Track America	別料金※1
洗濯	週1回 週1回	別料電※1 別料金※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料金※1 別料金※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料金※1 別料金※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料金※1 別料金※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料室※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料金※1 別料金※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料金※1 別料金※1	週1回以上及び必要時 週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯(業者依頼分)	-	実費	四四次000安时	実費	西国及000安时	実費	西1四次000安时	実費	西1四次000安时	実費	西田及000安时	実費	西1四次000安时	実費	西田及び必安府	実費
〇理美容	-	実費	_	実費	_	実費	_	実費	_	実費	_	実費	_	実費	-	実費
O代行		- AR		×8.		X.R.		X.R.		X.R.		~*		7.R		X.R.
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	- JHAC II	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費	-	実費	-	実費	-	実費	-	実費	-	実費	-	実費
<健康管理サービス>																
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○生活指導	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>																
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担
○移送サービス	-	実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊 急時対応として行いま す。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊 急時対応として行いま す。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊 急時対応として行いま す。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊 急時対応として行いま す。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊 急時対応として行いま す。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊 急時対応として行いま す。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊 急時対応として行いま す。	協力医療機関以外は 実費
○入院中の生活援助	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1
< その他のサービス >																
アクティビティ、その他サービス																
ホームが一律に提供する場合	-	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	実費	-		-	₩5	-	※ 5	-	※ 5	-		-		-	

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間等(日中:8~18時、夜朝:6~8時 および 18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3 回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。 【15分の場合】 日中:1,650円 夜朝:2,062円 深夜:2,475円、【30分の場合】 日中:3,300円 夜朝:4,125円 深夜:4,950円、【以降30分】 日中:3,300円 夜朝:4,125円 深夜:4,950円(すべて税込の金額)。

薬の管理および服実指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、着護職員は医療または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

^{※2} 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

^{※3 【}協力調剤薬局を利用する場合】

^{※4} ケアプラン (特定施設入居者生活介護計画書) の内容に基づき、サービスを実施します。

³ ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助(31に定める別料金)等事前に参加費のご案内をいたします。

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		該	ぎ当に	0		備考
安	定的・継続的な居住の確保のための項目						
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当 権が設定されていないか。	適合				不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合		不適合		非該当	
緊	急時の安全確保のための項目						
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	適合		•		不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合				不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコー ル等緊急呼出装置を設置しているか。	適合				不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合		不適合		非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合				不適合	
入	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目						
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合		•		不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合				不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合		•		不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	適合				不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	適合		•		不適合	
入	居者の財産を保全するための項目						
13	前払金について、規定された保全措置を講じている か。	適合	•	不適合	•	○ 非該当	保全先:
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	•	不適合	•	〇非該当	初期償却率: %
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む) の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除 く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	•	不適合		〇非該当	